平井町議会事務局
受付
26.2.10

件名	（1）投票所入場券裏面に期日前投票の宣誓書記載を！
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	近年，期日前投票される方が増加傾向にあります。しかしながら期日前投票を行うには、期日前投票所で選挙人が住所、氏名、投票日当日投票にいけない理由を記入しなければならないため、緊張して書き込むのに時間がかかったり、あせったりする場合が多く、特に高齢者や障がい者の方々の負担が大きく、期日前投票に行くのをためらう方もおられます。 前もって送られてくる投票所入場券裏面に宣誓書を記載し、事前に自宅で落ち着いて記入して頂くことが投票率向上にもつながり、期日前投票の円滑化にもつながると考えます。 町長のご所見をお伺い致します。
出席を要求する理事者	平井町長

氏　名	伊藤隆明

帯町議会事務局
受
26.2.20
付

	(2) 「防災・減災等に資する国土強靭化基本法」成立を受けて わが町の防災・減災ニューディールの更なる推進を！
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が昨年（2013年）12月4日に成立致しました。そして同年12月17日同法に基づき、国土強靭化推進本部（本部長＝安倍首相）の初会合が開かれ、巨大地震などの大規模災害が発生した場合、壊滅的な被害を免れるための政策大綱が決定し、防災・減災の取り組みが本格的にスタートいたしました。 政策大綱では、（1）人命の保護（2）国家の重要機能維持（3）国民の財産、公共施設の被害最小化（4）迅速な復旧復興――を基本目標として規定し、住宅密集地での大規模火災や市街地の広域浸水など、国として避けなければならない事態への対策を分野別にまとめています。今後は、政策大綱を基により詳細な「国土強靭化基本計画」（第一次）を本年（2014年）5月に策定する予定であります。さらに同時期には、都道府県・市町村に対する「国土強靭化地域計画」の策定支援（地域計画のガイドラインの策定等）も開始される予定であります。 また、「防災・減災等に資する国土強靭化基本法」では、以下のように地方公共団体などに対し、計画策定や施策について何点かその責務が明記されています。 **（地方公共団体の責務）** 第四条　地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。 **（国土強靭化地域計画）** 第十三条　都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

	（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係） 第十四条　国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。 以上のように、基本理念に則り、各地方自治体でも地域計画の策定・実施の責務が定められていることからも、地域の実情を踏まえ、災害から生命を守る計画策定に向け、わが地域の計画策定はどのよう考えおられるのか、自治体としてどのような取り組みを行うのか等、早急に検討を行い取り組まなければなりません。 そこで以下の点に関し町長のご所見をお伺いいたします。 ①総点検 国において本年3月末をめどに総点検（脆弱性評価）を実施し、それに基づき国の基本計画に沿って地域計画を策定することとなっていますが、わが町はどのように取り組まれるのか。 ②社会インフラ（社会資本）対策 道路・橋梁・水道・下水道・公共建造物などに関しどのように進められるのか。 ③ソフト対策 ・女性・高齢者・子ども・障がい者などの視点を重視した被災者支援体制整備はどこまで進んでいるのか。 ・防災教育の現状、推進方法。 ・防災・減災に関する専門的知識・技術を持つ人材の育成策。
出席を要求する理事者	平井町長

氏　名	伊藤隆明

上秀町議会事務局 受付 26.2.10 第2件	（1）防災行政無線の改善について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	現状の防災行政無線は、聞き取りづらいという声をよく耳にする。 携帯電話が普及し、携帯電話への災害時緊急エリアメールの配信も行われているが、行方不明者の捜索協力等、その他の急を要する行政情報を全てのご家庭に的確に伝える必要があると思う。 冬場、窓を閉め切っている状態では、特に聞き取りにくいと思われ、防災力向上のためにも改善が必要と思う。 今後の取り組みについて伺う。
出席を要求する理事者	町長・担当部長

氏　名	清水　勉

王寺町議会事務局 受付 26.2.20 第2	（2）財政健全化に向けた取り組みについて
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	全国から見た「平成２４年度　県内市町村の財政状況」について、平成２６年1月２９日に奈良県が報道発表した。 資料によると、県内市町村平均の経常収支比率は、９３．７％で全国平均９０．７％を大きく上回り全国ワースト５位。実質公債費率は、１２．２％で全国平均９．２％を上回り全国ワースト１２位と発表されている。 王寺町の経常収支比率は９２．９％で全国１７４２市町村の内で１４１６位、実質公債費率は１２８４位である。 平井町長は、昨年３月の所信表明で「財政の健全化を図りながら、住民皆様の暮らし満足度を高めていかなければなりません。」として４つの政策 ○安全・安心のまちづくり ○住み続けたいまちづくり ○未来を担う人づくり ○住民に開かれ自立するまちづくり を掲げられ、最後に足腰が強い自立したまちになることだと締めくくられた。 平成２６年度における財政健全化に向けた取組内容と各部署における中長期の対策及び具体的な目標数値を伺う。
出席を要求する理事者	町長・教育長・各担当部長

氏　名	清水　勉

勝町議会事務局 受付 26.2.10 第3	（1.）JR玉手駅周辺の禁煙対策について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	西和の玄関口といわれている勝町ですが玉手駅周辺のタバコのポイ捨て、駅南口のバス・タクシーの待ち合い周辺の喫煙が大変気になります。 今後観光に力を入れてのまちづくりをしていく上で、より多くの観光客を迎えるマナーの一つとして玉手駅周辺での禁煙を提案します。 町長のお考えをお伺いします
出席を要求する理事者	平井町長

氏名	鎌倉文枝

平成町議会事務局 受付 2.10 第3号	（2）住み続けたいまちづくり施策について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	平井町長ご就任から1年 ご就任当初からにぎわいのあるまちづくり提案をしてまいりました。 その一つが まつりによる地域コミュニケーションづくりです 過去2回の一般質問で、 町長からは地域や年代を超えた人々が集うイベントを考えている。 町民が進んで参加できるイベントを考えていきたい その回答をいただいています。 平成26年度に向けて具体的な事業はできているのでしょうか お伺いします
出席を要求する理事者	平井町長

氏名	鎌倉文枝

王寺町議会事務局 受 26.2.14 付 4	（　1　）小規模特別養護老人ホームの整備について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	平井町長のまちづくりビジョンの一つ、「住み続けたいまちづくり」では、２４時間の在宅医療・看護・介護の推進、特養など介護施設の整備検討を掲げられている。 介護を必要とする高齢者のための施設については、王寺町としては、広域による三室園組合で対応されているが、大半が民間の事業者に頼るところが大きいのが現状であり、ますます増大する高齢化社会では、入所待機者がかなりあるのではないか。 そこで、現在の本町における入所者数及び入所待機者数の状況、小規模特別養護老人ホーム設置についての検討状況及び今後の方向性について、町長のご所見を伺う。
出席を要求する理事者	平井町長　・　担当部長

氏名	三村征史

平井町議会事務局 受付 26.2.14 4	（　２　）６５歳以上の肺炎球菌ワクチンの一部公費助成について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	肺炎は日本人の死因第３位、肺炎により亡くなる方の９５％以上が６５歳以上である。 普段は元気に生活している人でもかかりやすい肺炎の原因で最も多いのが肺炎球菌と言われている。 このような肺炎も予防接種により重症化を防ぐことができるとされており、肺炎予防の一つとして、肺炎球菌ワクチンの接種勧奨をしていかなければならないと考える。 そこで、６５歳以上の方の肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成について、町長の考えを伺う。
出席を要求する理事者	平井町長　・　担当部長

氏　名	三　村　征　史

件	1－1 ）大型バス・マイクロバスの有効利用について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	平成24年6月定例会で質問致しましたが、色よい返事を頂いておりません。 奈良県下では王寺町が唯一大型バスを所有していると聞いております。 もちろん排ガス規制により一部使用出来ない地域がある事は承知しています。 大型バスはすでに約２０年使用しており、マイクロバスも１５年経過しております。 但し、走行距離は通常の路線バス、観光バスほど走っておりません。 大型バス・マイクロバスは多くの自治会、高齢者の皆さんを含む多くの団体で使用していただき、どこにでも出かけられ、健康を維持していただく施策とするためにも有効利用と思われます。 排ガス規制に対応する改造に約１００万円は必要と聴いておりますが、絶対に改造して利用すべきと考えます。 仮に新車の大型路線・観光バスを購入する場合の値段は定価ベースで路線車 ２０００万～、観光車４０００万～です。 しかしながら大型車は法人取引が多いため実際にはかなり値引きして契約するそうです。 新車の大型バスが購入できるのでは！ 但し、前回の質問に於いてＥＴＣ機器の導入はして頂きました。
出席を要求する理事者	平　井　町　長

氏名	大久保一敏

件	王寺町議会事務局 受 26.8.17 付 第6号 （1－2）大型バス・マイクロバスの有効利用について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	現行、王寺町の使用規定は自治会の大小に関わらず、自主防災会の利用は１回限りの使用と厳しく制限されております。 この規定には住民サービスに大きな不公平感が感じられます。 この規定が出来たきっかけは、平成１９年自治連合会で【淡路島・野島断層保存館】の見学研修を行いました。 当時の植田町長に『かつらぎ自治会』会長である小生が自治会の皆様に実地体験が是非必要だと考え、大型バス使用をお願い致しました。 同年１１月１７日大型バスを利用して【淡路島・野島断層保存館】の見学・研修し多くの自治会員の皆様に喜んで頂きました。 自主防災会だけでなく車両が空いている限り積極的に活用すべきではないでしょうか。 現在、自主防災会が利用するには燃料（軽油）と高速料金のみですが、当日の運転手さんの経費（日当）を利用者が負担してでも、回数制限の緩和も検討すべきでは無いでしょうか。 折角の財産を生かそうではありませんか　？ 以上、町長の所見をお伺いたくお尋ね致します。
出席を要求する理事者	平　井　町　長

氏　名	大久保一敏

王寺町議会事務局
受
26.2.17
付
6

件　　名	（　1　）王寺町の観光振興について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	王寺町の周辺には、法隆寺や信貴山などの広域的な観光資源とともに、町内には達磨寺や自然環境と眺望に恵まれている明神山など、素晴らしい文化資源に恵まれています。 平井町長が就任されて１年、さまざまな行政課題に取り組まれている中で、住民の王寺町への愛着を高め、また町外・県外へと積極的に王寺町をＰＲするため、「雪丸」を活用した新たな事業展開に努められてきました。 また、昨年は地域整備課に観光振興係を新設されるなど、これまで位置づけが低かった観光にも力を注ごうとされています。 そこで、王寺町の観光振興についての町長のお考え、また今後の具体的な取り組みをお伺いします。
出席を要求する理事者	平井町長　・　担当部長

氏　名	西　本　集　一

件	災害時の情報伝達体制と要支援者の避難支援について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	東日本大震災から３年が経過し、この間様々な情報や問題点が紹介され、住民の防災意識は高まりつつあります。災害時には「共助」の大切さも認識されるようになってきており、自主防災会または自治会でも平常時にできる備えや訓練などの活動が行われています。 王寺町におかれましても、地域防災計画の整備に取り組まれており、昨年は防災訓練も実施されました。 しかし、いざ災害が発生！という時、地域との情報伝達体制については具体的に示されていません。王寺町独自で各組織との連携、伝達体制の研修が必要と考えますが、取り組まれる予定があるかお伺いいたします。 また、災害時要支援者の避難支援について、国のガイドラインを参考に、全体計画、災害時要支援者名簿、個別計画の策定・整備が進められていると思います。現在の運用方針は、要支援者名簿は民生委員の方のみ情報の把握をしており、地域の各組織には災害発生時に、個人の同意を得た方の情報が提供されると理解しております。個人情報の意識の高まりに伴い、情報共有がむずかしいことは承知しておりますが、要支援者に対する地域での支援については、事前に情報提供を行い、地域での支援体制が構築できるよう取り組むことが望ましいと考えますが、平井町長のお考えをお伺いいたします。
出席を要求する理事者	平井町長

氏名	沖　優子

王寺町議会事務局 受 26.2.21 付 17

藤枝町議会事務局 受 26.2.21 付	(1) 公用車に電気自動車の導入を
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	環境省は昨年の3月29日に、地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査(平成24年10月1日現在)を発表しています。 「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査(平成24年10月1日現在)として、地方公共団体における地球温暖化対策の計画の策定状況等についてとりまとめました。本調査の結果、実行計画(事務事業編)は、1409団体が策定済みとなり、昨年度に比べ26団体増加し、実行計画(区域施策編)は、237団体が策定済みとなり、昨年に比べ72団体増加となる等、実行計画の策定を含む地方公共団体における地球温暖化対策は堅調に進んでおります。」 王寺町におきましても、地球温暖化防止実行計画の策定をされ、その中の一つとして、温室効果ガス排出量の削減を推進し、低炭素社会に貢献できる電気自動車を、率先して公用車として導入していただきたいと思います。
出席を要求する理事者	平井町長、担当部長

氏　名	小山　郁子

件	(2) 体の不自由な方やお年寄りに、きめ細やかで優しいバリアフリーなまちづくりを。
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	現在、久度大橋のリニューアル工事がすすめられています。 町長が言われている、「雪丸ロード」は、達磨寺までどういう経路なのか、お聞かせください。 歩道から横断歩道への段差や、歩道の車道側への傾斜があります。健常者にはわかりませんが、車椅子の方や、お年寄りには危険です。 バリアフリーなまちづくりを、めざして町全体(公共施設も含む)を調査していただき、改善していただきたいと思います。
出席を要求する理事者	平井町長、担当部長

氏　名	小山　郁子

玉名町議会事務局 受付 26.2.21

件	平井町議会事務局 受付 26.2.24 9 （１）少子高齢化に向けての町の取組みについて
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	平井町長は、昨年の所信表明で医療、福祉の充実を図り暮らし満足度県内トップを目指すと述べられました。 少子高齢化が進む中、受益者負担の観点から先日の全員協議会で町の今後の取組みについて説明を受けましたが、以下の２点について詳細に町長の考えをお伺いします。 ①学童保育の有料化について ②やわらぎ手帳（イコカカード、バス、無料入浴券）の減額・廃止について
出席を要求する理事者	平井町長　・　担当部長

氏名	中川義弘

件名	（２）町の今後の方向性について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	下記３点に対してのこれからの方向性について、町長の考えをお伺いします。 ①元町宅地開発事業に伴う訴訟について、裁判官から和解の打診があった場合の対応は？ ②三室サテライト診療所の設置について、１２月以降の状況。 ③美濃園への進入路について、王寺町からの直接の進入路として、美しヶ丘からの都市計画道路の延長整備についての町長の考えは？
出席を要求する理事者	平井町長　・　担当部長

氏名	中川義弘

王寺町議会事務局 受付 26.2.24 第9号

王寺町議会事務局
受
26.2.24
付

件　10名	（1）学童保育の量的・質的拡充が実現する条例改正を。
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	国においては昨年12月に学童保育の基準について報告書がとりまとめられ、指導員の資格と人数を「市町村が従うべき基準」とし、施設・設備や運営に関する項目は国の基準を参考にして決めてよいとなっています。 保護者や学童保育関係者で構成する全国学童保育連絡協議会は報告書の「基準」の不十分さの是正として次の提案をしています。 （指導員） ・児童数20人までは3人以上、21人から30人までは4人以上の指導員をおく。 ・指導員資格は当面保育士資格を援用し、学童保育指導員の資格制度を創設する。 （施設） ・児童1人当たり1.98㎡以上の生活室を確保する。 ・8㎡以上の静養室を設ける。 （運営） ・集団の規模は30人までとする。
出席を要求する理事者	平井町長　担当部長

氏名	幡野美紀子

上寺町議会事務局
受
26.2.24
付
第10号

件名	(1-2)
質問事項の要旨 (具体的に記載願います)	・放課後・土曜・長期休暇など年間通し開設、放課後は午後7時まで、学校休業日は午前8時前後から開始が望ましい。 H26年度中に市町村は条例で基準を定めることとなっています。これらの点は町条例改正にあたり積極的に取り入れるべき内容と考えますが如何か、お尋ねします。
出席を要求する理事者	

氏名	幡野美紀子

王寺町議会事務局
受
26.2.24
付
10

件名	（2）「寺子屋塾」の開設と「土曜授業」について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	①「寺子屋塾」の開設について 貧困世帯の子どもも含めて幅広く子どもたちの誰もが学習支援を受けられるようにH26年度の開設につなげたい。 （H25.9月議会）とお答えいただきました。 大変期待をしています。 進捗と内容を伺います。 ②「土曜授業」について 導入から10年以上が過ぎようやく定着した完全学校週5日制ですが昨年11月の学校教育法施行規則の改正で設置者の判断によりH26年度から土曜授業をおこなうことが可能であると明確化されました。 「児童の権利に関する条約」（31条）でも定められている子どもの余暇、休息の権利をどのように保障するのか、学校の教職員がどのようにかかわるのかといった議
出席を要求する理事者	平井町長　和田教育長

氏名	幡野美智子

上尾町議会事務局
受
26.2.24
付
10

件　名	(2-2)
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	論もないまま見切り発車的に土曜授業をすすめていくことは問題があると考えます。 この省令改正をふまえ来年度以降、上尾町において「教育課程に位置づけた土曜授業」の方針についての見解を伺います。
出席を要求する理事者	

氏　名	幡野美紀子

玉井町議会事務局
受
26.2.24
付
第 10 号

件名	（3）アスベスト（石綿）対策について
質問事項の要旨 （具体的に記載願います）	昨年、アスベスト（石綿）が使用されている建築物を解体・補修するさいなどに飛散防止を強化する目的で大気汚染防止法が改正され、本年6月から施行されます。 その内容は①解体工事の届出義務者を施工業者から発注者に変更②事前調査と発注者への調査結果の説明義務づけ③自治体の立ち入り検査権限の拡大などです。 石綿を含む民間建築物の解体棟数は建物の耐用年数から今後増えつづけ、15年後に約10万棟とピークを迎えると予想されており、発注者への制度の周知徹底とあわせて現場で指導・監督する自治体の体制整備が急がれますが対応についてお尋ねします。
出席を要求する理事者	平井町長　担当部長

氏名	幡野美紀子